

大阪商業大学学術情報リポジトリ

明治中期・大阪を本拠とする移民会社一主として日本移民合資会社の場合一

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, 耕二郎, IIDA, Kojiro メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/311

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



明治中期・大阪を本拠とする移民会社

— 主として日本移民合資会社の場合 —

飯 田 耕二郎

はじめに

1. 日本移民合資会社の設立
2. 東洋丸事件
3. その後の日本移民合資会社
4. その他の移民会社

おわりに

はじめに

明治20年代から30年代にかけて、日本からハワイ、アメリカ合衆国本土、カナダなどに多くの日本人移民が渡航した。さきの報告では、これら移民の渡航を斡旋した移民取扱人ないしは移民会社のうち、ハワイへのもっとも初期の移民を扱った大阪の貿易商の小倉商会と南有商社を中心として、その移民斡旋の実態と営業廃止に至るまでを記述した¹⁾。本稿では、同じ大阪を本拠とする移民会社のうち、とくに日本移民合資会社を中心とした明治30年代前半の移民会社の実態について報告したい。日本移民合資会社は、前報告で述べたように、小倉商会の営業取消の直後に設立され、ハワイではその後ビッグ・ファイブに数えられた有名な移民会社であった。ここでは、この会社が明治29（1896）年に大阪で設立され、明治31（1898）年に神戸に本社を移転するまでと、その直後すなわち明治32（1899）年から33（1900）年、大阪に設立された山本移民商会、福田殖民商会、大陸殖民商会、大阪渡航合資会社について取り上げたい。主な史料として、前報告と同様に外務省外交史料館所蔵の各会社の「業務関係」と、今回さらに「取扱移民渡航認可報告」の綴りを使用した。

ところで、この時期に設立された移民会社は、木村健二の報告²⁾によると、明治期に設立された77の移民会社のうち明治29（1896）年から明治36（1903）年までに設立されたものが59あり、全体の8割以上を占め、圧倒的にこの時期に集中していることがわかる。またいずれも短命な会社が多く、設立年と同年もしくは翌年に廃業したり、実際に移民を送れずに営業許可が失効したり、他の会社と合併したりした会社が30にもものぼり（廃業年が不明のもの3を含む）、いかに浮き沈みの激しい業界であったかがわかる。この時期の会

1) 拙稿「明治中期・大阪商人による移民斡旋業—小倉商会および南有商社による草創期ハワイ移民の場合—」（『地域と社会』創刊号、1998年）。

2) 木村健二「明治中・後期における移民会社の設立主体」（『近現代史研究会会報』31号、1997年）。

社の所在地については、東京市16、広島県10、熊本市7に次いで、大阪市が5であり、以下、神戸市4、仙台市および山口県が各3、横浜市および高知市が各2、奈良県、和歌山県、岡山市、新潟市、門司市、千葉県、福島県が各1となっている。政治の中心である東京を除くと、やはり移民送出の多い地域や出港地に存在したことがわかる。

移民会社についての全般的な研究については前報告で紹介したが、この時期についての個々の移民会社に関する従来の研究は、管見では以下のような数社にすぎない。すなわち、佐々博雄による九州移民株式会社（熊本市、1897年設立）についての研究³⁾。倉部きよたかの大陸殖民合資会社（東京市、1903年設立）によるメキシコ移民、あるいは1人の移民も送出することなく廃業した新潟殖民株式会社（1899年）についての紹介⁴⁾。間宮國夫による高知市に本拠を置いた南海移民株式会社（1901年設立）、土佐移民合資会社（1902年設立）、そしてブラジル移民を最初に送った皇国殖民株式会社（東京市、1903年設立）についての報告⁵⁾などである。

本報告では、大阪という西日本の中心都市における移民会社の実態を明らかにし、この時期における移民会社研究の一事例としたい。

1. 日本移民合資会社の設立

最初に、日本移民合資会社の設立についてみてみよう。外務省外交史料によれば、次のようである⁶⁾。

移民取扱人許可願は、島内義雄と濱中八太郎により1896年8月12日に提出されたが、その明細書の内容は以下のとおりであった。

- 第1 営業所 本店 大阪市西区北堀江3番町52番屋敷
支店 神戸市栄町2丁目85番屋敷
- 第2 営業資本 金5万円
- 第3 営業年限 10ヵ年
- 第4 移民を渡航せしむべき土地 布哇（ハワイ）、濠州（オーストラリア）、暹羅（シャム、タイ国）、英領加奈陀（カナダ）、墨西哥（メキシコ）、合衆国、南亜米利加（南アメリカ）
- 第5 移民の種類 移民保護法施行細則第1条第1項に記載してある労力を供するもの、および第2項に記載してある条項に使役せらるるもの⁷⁾。

3) 佐々博雄「移民会社と地方政党—熊本国権党の植民事業を中心として—」（『国士館大学文学部人文学会紀要』15号、1983年）。

4) 倉部きよたか「忘れ難く去り難し—キューバ日本人移民の記録①」（『汎』第1号、1986年）、および同「明治情報学と人間の移動—新潟県北蒲原郡の場合」（『汎』第7号、1987年）。なお、両論文は、同著『峠の文化史』（PMC出版、1989年）に収められている。

5) 間宮國夫「南海移民株式会社とハワイ行自由移民—付論・土佐移民株式会社について—」（『社会科学討究』第127号、1998年）。同「水野龍と皇国殖民会社についての覚書—「高知県移民史研究の一齣—」（『社会科学討究』第129号、1999年）。

6) 外務省外交史料：3.8.2.61「日本移民合資会社業務関係雑件」。

7) 移民保護法施行細則

第1条 移民保護法第1条に掲ぐる労働の種類を定むること左の如し

1 耕作、栽培、牧畜、漁業、鉱業、製造、土木、運搬、建築等に従事し労力を供する者
2 炊事、洗濯、裁縫、給仕、看病等の為め家事に使役せらるる者

第6 取扱うべき移民の予定の人員 およそ2千人

第7 移民の渡航前後に於ける周旋の方法 当会社が移民を募集するには、各地方へ会社の代理人を派し、移民保護法並びに施行細則を奉じ、誠意懇切に渡航の手續並びに旅券御下付方および便船乗組等総て便宜に周旋を為し、各1名に付金10円を手数料として当会社へ収入し、満6年以上満15年以下のものはその半額、満6年以下のものはこれを免除す。その目的地に到達の上は当会社代理人をして各移民の就業に充分の周旋を為さしめ、その帰国の際は適當の手續を為すものとす。

第8 出願者の履歴

業務担当社員島内義雄は、明治11年東京同人社に入学、同14年卒業。同年東京専修学校に入学、経済学を修む。同16年第一国立銀行に入り、新潟支店および朝鮮仁川支店に在勤し、同24年辞退す。同28年占領地において陸海軍御用船の用達を勤む。同29年大阪に貿易商店を開設し、朝鮮仁川港および清国牛莊（現在の中国東北部營口）に支店を所有す。

業務担当社員濱中八太郎は、明治14年石川県江沼郡大聖寺町（現在の加賀市）高等小学校卒業。金沢中学校へ入り、同17年より北海道小樽港において商業に従事し、同18年以後海運に従事。同22年より汽船事務長の職を執り、同26年香港、柴棍（サイゴン）地方に商業視察のためおよそ10ヵ月滞在し、同27、8年戦役の功により勲六等瑞寶章および一時賜金300円を受く。同29年5月商業視察のため布哇国に渡航し、同7月帰朝す。

第9 合資会社の出資額（全員負担額6250円、既出額1875円）

住 所	氏 名
福岡県京都郡迫水村、寄留地神戸市加納町2丁目11番屋敷	建野郷三
岡山県邑久郡牛窓町511番屋敷	香川眞一
石川県江沼郡塩屋村イ51番地、 寄留地大阪市西区阿波堀通5丁目71番屋敷	濱中八三郎
同前、寄留地同前	濱中八太郎
大阪市西区阿波堀南通2丁目34番屋敷	松島久次郎
大阪市西区土佐堀通1丁目11番屋敷	藤本清兵衛
岡山県岡山市瀬尾町82番屋敷、 寄留地大阪市西区土佐堀通2丁目24番屋敷	鈴木勝夫
愛媛県北宇和郡宇和島町堀端通、 寄留地大阪市西区北堀江3番町52番屋敷	島内義雄

以上であるが、業務担当人および出資者について、もう少し別の資料で詳しくみてみよう。

まず、建野郷三（たてのごうぞう）については、小倉藩士、明治3年より英国留学、同13年大阪府知事、のち元老院議官を経て、同22年米国特命全権公使に任じられた。同27年に退官、神戸に退き商業会議所会頭を勤めるなど実業界に活躍⁸⁾、とある。

また、次の数名は『日本現今人名辞典』（同発行所、1900年）に掲載されたものの内容である。

8) 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、1981年）。

香川眞一は、岡山県の人。いま株式会社牛窓銀行頭取、内外物産貿易株式会社々長、共立綿糸紡績株式会社取締役会長にして、岡山商業会議所会頭、株式会社二十二銀行および岡山精米株式会社取締役ならびに中国鉄道株式会社監査役等の任にあり。

濱中八三郎は、大阪の海運業者にして、現に神戸瓦斯株式会社取締役および日本海上保険株式会社取締役なり。

濱中八太郎は、石川県の人。慶応3年8月加賀国江沼郡大聖寺（現在石川県加賀市）崎田忠幸の三男として生る。明治17年より北海道小樽港に於て商業に従事し、翌年より郷里の濱中家に入りその姓をかたる。22年より汽船事務長の職を執ること4カ年、ついで香港、西貢（サイゴン）に滞在すること年余。日清戦役の際、戦功に依り勲六等に叙せらる。29年、日本移民合資会社設立以来その業務担当社員となり、今に至る。

藤本清兵衛は、大阪の有名なる実業家なり。すなわち藤本家二代目の主人にして、先代清兵衛の長子なり。明治3年10月生る。初名為之助、後父の名を襲う。そして先代の薫陶を受けよく遺産を守り、また大いに進取の方針を執る。29年藤本銀行を設立し、爾来営業益々隆盛を致し、君の名声日に揚る。現在、同銀行業務担当社員にして、また福島紡績株式会社々長、大阪合同紡績会社々長、日本貯金銀行取締役、大阪生命保険会社監査役等の任に在り。

鈴木勝夫は、大阪の実業家なり。いま株式会社朝日商社専務取締役にして、また大阪生命病傷保険株式会社取締役、道頓堀演劇株式会社監査役、大阪商業会議所運輸部長等の任に在り。

なお、松本徳太郎編『明治宝鑑』（1892年）によれば、鈴木は岡山第二十二銀行大阪支店の支配人であり、そこで岡山の香川とつながりをもっていたと考えられる。

いずれにしても、出身地は異なるが、大阪市西区の堀江を中心とする財界のメンバーで構成されていたことがわかる。とくに小倉幸や五百井長平と同様に主として朝鮮貿易に従事していた島内義雄⁹⁾が、海運業者である濱中八太郎と組んで、財界の大立者である建野を顧問に、大阪の財界人である香川や鈴木、そして藤本らを資本家として、この移民会社を設立したものと考えられる。なお濱中八太郎と八三郎については、北前船主あがりで大坂の海運業者である濱中家の本家の当主が八三郎¹⁰⁾で、八太郎は前掲のように、その養子としてきた人物である。

この移民取扱人営業願の件は、同年8月29日内務大臣板垣退助および外務大臣西園寺公望によって許可され、保証金1万円管轄庁へ納付すべしとの伝達がなされた。

そして同年9月1日、日本移民合資会社（甲者）は横浜市において、小倉商会の営業取消のため急遽ハワイから労働者募集のため日本に来ていたジョージ、イ、ボードマン（乙者）と次のような内容の契約を結んだ。

甲会社の希望は布哇国において製糖耕作業およびその他の農業に従事せしむべき日本移民労働者の需用に応ぜんとするにありて、この業務を取るに当たっては甲会社は自然乙契約者と懇親を結び、従って乙者の有せる該事業上の経験を利用し、この種の労働需用に対しその注文を取らしむると同時に諸般の社業に関する事務の整理を補佐せしめんが為め左の契約をなすものなり。

9) 『日本全国商工人名録』（1898年）によれば、島内は大阪市の朝鮮貿易商の欄に登場している。

10) 『加賀江沼人物辞典』（江沼地方研究会、1989年）に「濱中家の本家は八三郎と称し塩屋では屈指の北前船主であった。（中略）明治22年当時の保有船は本家八三郎が9艘（内5艘西洋型）」とある。

以下省略するが、9項目にわたって細部の契約が締結された。このように日本移民合資会社は、小倉商会を引継ぐ形で、ハワイのボードマンとの間で、タイミングよく日本人移民労働者の斡旋を始める手続をなした。ところで、島内、濱中とボードマンとの間で立会人の役割を果たした1人が増田知二（次）郎であった。彼についてすでに筆者は紹介したことがある¹¹⁾ので、ここでは明治29年8月10日にこの日本移民合資会社の移民取扱代理人許可願で残された史料によって彼の当時の住所、履歴等を示しておこう。

増田知二郎は、明治4年1月29日生まれ、原籍は愛媛県越智郡今治町（現在の今治市）大字新町3丁目120番戸、寄留大阪市東区北浜3丁目18番邸。履歴は、明治15年愛媛県今治小学校卒業、同18年京都同志社入学、同24年普通学科卒業、同年同政法学校入学、1カ年修学、同25年6月商業実視のため布哇国へ渡航、外国商館で実修。同28年6月帰朝。同年11月大阪市柳瀬誠三郎貿易商店を布哇国ホノルル府に設置するに際し、同店支配人として再渡航し目下在留中、とある。

柳瀬商店については、本拠が大阪にあるので説明を加えると、もともと増田の出身地である四国の今治にあった伊予木綿会社（唐糸織白木綿製造 資本金5万円 社長柳瀬誠三郎）¹²⁾から興ったもので、大阪に進出し、さらにハワイに支店を設けた。ハワイの日本語新聞『やまと』第8号付録（1895年11月9日）には、「柳瀬貿易商会は、近頃大阪高麗橋筋にできた店なるが、その支店をホノルルにも設けるはずにて、来る20日頃着のマウントレバノン号にてその支店役員として、米津大濤、及び増田知次郎両氏渡来さるる由に聞く」とあり、同紙第14号付録（同年11月30日）には「開店広告 食料品反物雑貨大安賣 柳瀬商会 ホノルル府ヌワヌ街キング街下る 増田知 米津大濤」となり、この広告がしばらく続くことになる。

日本移民合資会社に話を戻すと、増田は移民取扱人代理人として布哇国ホノルル府に在留し、当会社を代表し、該地における渡航移民に関する契約を取結び、その周旋および帰国の際にあっては諸般適当な手続をなす等一切の件、との条件がしめされている。そして、当然ハワイのホノルルに出張所を設置している。

海外における代理人として、他に北米合衆国にいた成田豊四郎と高屋瑞一がいずれも1897年に申請が許可されている。成田の日本における住所は福井県南条郡武生町幸区42番地で、履歴は福井師範学校卒業後、東京の英吉利法律学校卒業、1891年よりハワイのホノルルに英語研究のため遊学し翌年帰国、さらに翌1893年再び同じ目的で米国遊学、目下同国に滞在中とある¹³⁾。

いっぽう、高屋の住所は高知県高知市永国寺町、北米合衆国桑港（サンフランシスコ）プロスペクト、プレース22番地寄留で、履歴は東京専門学校において政治学を修めた後、1894年にハワイ国に渡航し商業に従事¹⁴⁾、1896年北米合衆国桑港に渡航しワシントン高等

11) 拙稿「ハワイ移民会社業務代理人・増田知次郎について」（『汎』第4号、1987年）。

12) 前掲『明治宝鑑』。

13) 藤井秀五郎『改訂増補・新布哇』（文献社、1902年）および『布哇成功者実伝』（布哇日々新聞社、1908年）によれば、彼の長兄の五郎は布哇帝国領事館の書記生として駐割し、次兄の孝作はハワイの郵便局に奉職、その後1902年にハワイで菊水組商会を組織して酒類販売を開始した際、それまで桑港で商業に従事していた彼がハワイにやって来て、その事業を助け商務拡張に務めたとある。

14) ホノルルの日本語紙『やまと新聞』第49号（1896年12月1日）記事に「やまと新聞社の前世布哇新聞に社務を担当され居たる高屋瑞一氏は近々の便船にて米国へ渡航さるる趣」とあり、彼もハワイの日本人実業界に深い関わりを持つ人物であることが知れる。

学校に留学中とある。代理人に関する条件として、兩人とも北米合衆国桑港に在留し、その付近すなわち西北岸地方において当会社を代表し、渡航移民の疾病その他困難に陥った時、これを救助する等一切の件、となっている。

出張所に関しては、国内で以下の3ヶ所に設けられ業務取扱を開始した。

1896年11月16日、広島市鳥屋町

1897年3月18日、山口県玖珂郡柳井津町（現在の柳井市）第192番屋敷

1897年12月15日、熊本県熊本市下通町54番地

いずれも当時、ハワイへの移民が多かった地域に設置されていることがわかる。

内地における初期の頃の代理人については、次の通りであった（許可願の記録による）。

内地代理人の業務は、海外渡航移民を募集し、その周旋をなすことである。

水戸正太郎 1896年11月 広島県佐伯郡五海市村大字五日市11番邸

坂口 聰夫 1896年11月 和歌山県海草郡岡崎村大字西312番地

長谷川豊熊 1896年11月 山口県玖珂郡柳井津町第129番屋敷

延田吉兵衛 1896年11月 広島県御調郡尾道町字久保1813番邸

石川 七平 1896年11月 静岡県磐田郡中泉町460番地
大阪市南区鰻谷中町361番邸 寄留

太田黒哲堂 1897年2月 熊本県飽託郡本庄村96番地

延田 貞助 1897年6月 広島県御調郡向島東村28番邸

中村雄二郎 1897年7月 石川県江沼郡大聖寺町字金子27番地
神戸市中山手通4丁目73番屋敷 寄留

永井靖九郎 1897年7月 岐阜県岐阜市本町4番戸
同県同市上加納金園町853番戸 寄留

柴田 平助 1897年7月 三重県津市大字萬町17番屋敷

井上 方勝 1897年9月 兵庫県神戸市栄町通6丁目38番屋敷

梅田 五月 1897年9月 石川県江沼郡大聖寺町字鷹匠町40番地

四本 萬二 1897年7月 鹿児島県指宿郡今和泉村大字岩本76番戸
神戸市山本通4丁目52番邸 寄留

森島岩之助 1898年3月 和歌山県西牟婁郡串本町966番地

以上のうち四本は履歴書によれば、1891年6月横浜貿易商の招聘に応じ米国およびハワイの商業に従事、1896年9月18日に当会社の副支配人となっており、代理の条件も内地のそれの他に、海外に出張しあるいは在留し当会社を代表して渡航移民に関する契約を取結び、その周旋および帰国の際にあっては諸般の適当な手続を為す等一切の件、とある¹⁵⁾。さらに1898年7月、豪州クインズランド州タウンズビル在留の代理人として許可され、同年10月に同社支配人に任命され、1899年7月辞任となる。そしてその翌月、神戸に東洋殖民合名会社を峯岸繁太郎とともに設立し、その業務執行社員となるが、この会社は翌1900年中に廃業してしまう¹⁶⁾。当時のハワイの英字紙アドヴァタイザーや日本語紙の『や

15) 外務省所蔵の「海外旅券下付及返納一覧表」によると、四本萬二は1897年3月11日に日本移民会社用のため清国芝罘（中国山東省の港）に渡航のため旅券を下付され、同年4月24日返納している。

16) 外務省外交史料：3.8.2.109「東洋殖民合名会社業務関係雑件」。

まと新聞』などの記事によれば、彼はハワイで四本俊並と呼ばれていた人物と同一と考えられる。四本は成田豊四郎の兄である外務書記生成田五郎が1895年にハワイ島を巡回して調査し本省へ報告した中で、在布哇島日本商人一覧表に「食料品及雑貨 明治廿五年八月創業 鹿児島縣 四本俊並」と記載されている¹⁷⁾。そしてハワイの『やまと新聞』1896年11月12日(41号)記事によれば、四本俊並は当地で高名であった太平貿易商会¹⁸⁾の人で、ボードマンの会社にホノルルの事務を依頼する人々も太平貿易商会と関係を有していた。増田知次郎も関係があり、その破産の衝に当たったのは笠松正之助とある。いずれにしても彼はハワイでは相当有名な貿易商であったと推測される。

その他、上記の延田吉兵衛は1897年5月3日に死亡しており、延田貞助はその後継者と思われる。太田黒は1896年2月小倉商会の代理人となり、前報告で紹介した小倉商会による最後の移民輸送船、台湾丸の移民監督であり¹⁹⁾、石川は1894年の糸半商会と明治移民会社による愛国丸第三次航海の時に布哇に出張、その後1896年に神戸の回漕業兼船舶代弁業の太刀川商会²⁰⁾に入り、日本と布哇間の航運に従事していた。坂口も神戸渡航合資会社の代理人であったと思われる。井上は高知県出身で当時、神戸で回漕業兼旅人宿「高知屋」を営業していた。また彼は1894～95年頃に神戸市海外移住関西同志会の幹事をしており、すでにこの業界に深く関わっていた人物である²¹⁾。中村と梅田は濱中と郷里が同じで、おそらく彼の関係者であろう。中村は履歴によれば、すでに1896年10月に当会社の書記に任命されている。いずれにしても、神戸や大阪に寄留している者以外の広島、山口、和歌山、熊本などの代理人は、各地方で移民募集に直接当たった人達であったと考えられる。

前報告では、小倉商会によるハワイへの契約移民に対する契約条件を示したが、ここで随意(自由)移民に対する日本移民合資会社との契約条件を掲げておこう。

契約書

随意出稼移民 何某 は布哇国に於て適法なる労働に就くの目的を以て該国に渡航するか為め左記二名を保証人に立て日本移民合資会社に申込会社之に応じ其渡航周旋するに付互に左の条件を契約す

第1条 会社は移民の旅券下付の出願其他渡航に必要な諸般の手續をなし尚該住地に

17) 外務省外交史料：6.1.6.24「ホノルル総領事館報告書」中の「布哇島商況及本邦移民状況視察報告書(成田書記生)」(1895年)、これは成田五郎「布哇島巡回復命書」(『殖民協会報告』第34号、1896年2月)として収録されている。

18) 太平貿易商会PACIFIC TRADING COMPANYは『THE PACIFIC COMMERCIAL ADVERTISER』(1895年8月31日)広告記事によれば、糸半商会の後継者とあり、その住所フォート街204・206も『DIRECTORY AND HANDBOOK OF THE KINGDOM OF HAWAII』(1894～95)にみえる糸半商会の住所と同じである。なお、同住所録によると、笠松正之助は糸半商会のマネージャであった。太平貿易商会の広告はホノルルの日本語新聞『火山』第87号(1895年7月30日)にもみられる。

19) 外務省外交史料：3.8.2.43「移民取扱人小倉業務関係雑件」および『やまと』第85号(1896年5月30日)。

20) 『日本全国商工人名録』(1898年)。なお、『神戸海運五十年史』(神戸海運業組合、1923年)によれば、太刀川商会は、1897年ハワイへの集団移民輸送船の全国総代理店となり、後に述べる移民上陸拒絶事件の際に、経営者の太刀川又八郎は、移民保護のため、軍艦派遣を政府に懇請した。

21) 前掲『日本全国商工人名録』(1898年)および外務省外交史料：3.8.2.23「海外移住同志会移民取扱営業一件」。なお『兵庫県海外発展史』(兵庫県、1970年)によれば、彼自身1903年にテキサス州デルリオに数名の農民とともに入植し米作を行っている。

ある会社の代理人をして其移民の業務に就くことを懇切に周旋せしむべし
但渡航に関する一切の費用は移民之を負担すべし

第2条 本契約期限は出発の日より起算し向ふ満二ヶ年とす

第3条 移民渡航地に於て疾病其他困難に陥り生活の途を失するに至りたるときは会社は前記代理人をして相当の救助を加えしめ又帰国せざるべからざる場合に際しては之を取計はしむべし

第4条 会社取扱の移民にして在外帝国官庁の御保護を受け又は其保護に依り帰国したるときは当該官庁に対し会社は移民に代り其一切の費用を弁償すべし

第5条 移民は渡航周旋料として金拾円を会社に支払ふべし

但携帯の小児にして十五年以下六年以上は半額六年未満は無料とす

第6条 移民及保証人二名は第三条及第四条に依り会社より支出し又は代納したる費用を会社に於て請求するときは何時を問はず直に之を償還するの連帯義務を有すべし

第7条 保証人二名は移民の品行方正を保証し其一身上の出来事に関しては総て其責に任すべし

以上の条件相互に確守するの証として契約書二通を製し会社と各自一通を所持するものとす

明治 年 月 日

日本移民合資会社 業務担当社員 何某 印

県 郡 村 番地 移民 何某 印

県 郡 村 番地 保証人 何某 印

県 郡 村 番地 保証人 何某 印

なお、他の会社も契約内容はほぼ同様であるが、後の移民会社では第二条の契約期限が3年となっている。

2. 東洋丸事件

増田知次郎のハワイにおける移民取扱業務代理人願の件は、1896年9月29日許可された。当時のホノルルの日本語紙『やまと新聞』記事によれば、10月29日に増田とボードマンは金州丸でホノルルに戻っている。そして早速、同紙同日の記事に「東洋丸は近々の内日本移民会社の移民七百名程を積んで来るべし」と掲載された。続いて11月10日には「東洋丸は日本移民合資会社の移民七百名を載せて今朝入港」となった。東洋丸は前報告でも紹介したが、同会社の出資人の1人である濱中八三郎の持船である。この船で日本移民合資会社による最初の移民輸送が行われた。ところが、この東洋丸で渡航した自由移民が上陸する際、事件が発生した。この事件に関しては従来、具体的にその経過が明らかでなかったため、『やまと新聞』の記事にもとづいてここで明らかにしておこう。つまり同紙の11月14日付「日本移民会社の不幸」と題する記事によれば次のようなことであった。

日本移民合資会社扱いの645名²²⁾の契約労働者と93名の自由渡航者は、東洋丸がホノルルに入港したその日にクォランティン（検疫所）に上陸した。税関は、規定により通訳官

22) 『THE PACIFIC COMMERCIAL ADVERTISER』(1896年11月9日)記事では、643名。

ドイル他1名を検疫所に出張させて、自由渡航者が規則どりの携帯金を持っているかどうかを調べたが、全員日貨100円もしくは米金50ドルを所持していた。「これはお前の金か。」と聞かれた時、そのうち43名は「イエ、これは会社より時借したので、上陸すれば直ぐ返すのです。」と言ったのが、そもそもこの事件の発端であった。

契約労働者を除き、外国人の上陸に関わる規則には「50ドル以上の正当なる所持金」とあるが、この43名が上陸の際、官吏に見せるまでの金を持っていたのであれば、正当の所持金とは言い難いとのことで、上陸を拒まれた次第である。その内の10名は妻を連れてきた者で、都合53名となり、このままでは東洋丸で送り帰されることになってしまう。当移民会社の代理店では、事務担当人の島内義雄、代理人の増田知次郎、会社付外国人ボードマンは、たびたび警視庁に召喚され、また警視等もたびたび代理店に行って取調べている。

次に11月17日付「東洋丸の大公事」なる記事では、次のような展開をみせている。東洋丸の自由渡航者の内53名は共和国政府を相手取り護審律（ヘビアス・コープス）の控訴を起こした。そして大審院はこの17日10時より司法館内に法廷を開いた。判事は判事長チャッド、一壇高い処に控え、被控訴者は税関長代理次長マクスタッカー、政府代理スミス司法、左に座り、弁護人はサーストン、ハムフレーの両名、中央に日本移民合資会社の島内、増田、笠松²³⁾。傍聴には、日本の総領事館、移住民局、移民会社の関係者や控訴者の朋友など。控訴者男43名、女10名は正面の後部を占領した。最初に弁護士ハムフレーが立ち、この控訴の成立を説き、次にスミス検事総長は税関長の権限を論じ、外国人上陸取締規則を説明し、さらに合衆国の法例を挙げた。双方の弁論が終わって、控訴者の取調べに移った。

同紙11月19日付の「大審院傍聴略記」には、その後の様子が記されている。まず或る控訴者1名に対する訊問模様が略記されているので、それを紹介しよう。

姓名は増本道之丞²⁴⁾、年齢は30歳、生国は日本山口県、職業は農。携帯金105円、日本銀行紙幣10円10枚、5円1枚。ハワイより帰朝した者が云うには、50ドル持って居なければ上陸できないとのことで、これを携帯してきた。決して移民会社より時借りしたのではなく、私の所有金である。私は小作をしていた。13年間でようやく260円を貯めて、貯めるごとにいちいち近所の金満家へ預けて置いた。国を出る3日前にその預金を残らず取り出した。紙幣の揃っているのは預主がくれたままだからだ。会社に手数料10円を払った。船賃70円も支払ったが、これは私と女房2人前の船賃です。女房の衣服と私ので、およそ13、4円出した。靴や手拭その他で4、5円も使った。料理屋で10円も費やしたでしょう。菓子代が10円ばかりかかりました。船の中でも酒が10円、菓子が10円、その他は覚えがありません。会社の人や、他の人へ金を貸したなどは、見も聞きも致しません。105円は実際私の所有です。病気や何か災難の時の用意です。と移住民局の五十嵐直方の通訳で答えた。費やした菓子代20円となり、この夫婦は「如何に能く菓子を好むよ」と判事以下傍聴人まで抱腹した。しかしながら答えはなかなかよく、一点の疑いもなかった。同日午後からはスミス検事総長とサーストンの討論の後、スミスは警視総監ブラウンを証人台に立たせ、

23) 笠松は注18) の笠松正之助のことであるが、前掲「日本移民合資会社業務関係雑件」には、その名は登場しない。

24) 外務省外交史料：3.8.2.65「日本移民合資会社移民渡航認可に関する雑件」第1巻の名簿によれば、増本道之進、山口県熊毛郡出身。妻はミヤ、とある。

検疫所における調書を読ませんとしたが、サーストンはこの調書というのは通弁人が勝手に作ったもので、合法的な調書でないと論じて、これを退かせた。次に、島内義雄が証人台に立った。彼は容貌秀丽、言語沈着の人。しかも英語が上手で、満廷を驚かせた。問われた内容は、建野以下7名の職業であった。

翌18日にも法廷は開かれた。検事総長の弁論の要点は次のようであった。最も信用すべき通訳者2名が検疫所において為した調書により、税関長が53名に上陸の資格なしと認め、東洋丸に送還を命ずるは税関長の職務を尽くすものなり。かつ彼等数十名が出し示した貨幣は大概一様にして、一手より時貸したものであることを証するに足る。これは本当の所有ではない云々。サーストンはこれに答えて次のように弁舌した。彼等通訳者2名は司法権を有していない。通常の私人なり。彼等が作った調書をもって税関長も警視総監もその職権を応用することは出来ない。また上陸取締規則の精神はこの国に金を所持しない者を生じさせない為のみである。彼等53名の後には最も有力なる移民会社があることは、その支配人が昨日明言した通りである。もしその取扱移民が疾病に罹り、困窮に陥る時は会社はその責を負うことは、日本政府の移民保護法に示すところである。故に、彼等に上陸を許可する取締規則に悖ることなし云々。

その後、検事と弁護士とささいな問答があった後、大審院判事長チャッドは即座に判決を下した。上訴者53名は上陸の資格あるものとし、裁判入費は国庫の負担なることを申し渡したのは、11時30分頃であった。53名の勝訴が決まったものの、日本移民合資会社が費やした現金は弁護士報酬のみで600ドル余、無形の損害は実に甚だしく、誠に気の毒なる次第と云うべし、と『やまと新聞』の記事は結んでいる。

この事件に関して在ホノルル総領事の島村久は、外務省通商局長の藤井三郎宛の報告書で、次のように述べている²⁵⁾。法廷の弁論の大要について、上陸条例の執行官吏である税関官吏を差置いて、無関係の通弁人ドイルと一商人の古谷駒平²⁶⁾が取り調べた報告をもってたやすく法令違反者と判断したことが了解できない。彼等は1個人に過ぎず、決してこの調査を任ずべき資格を有する者にあらず。しかるにハワイ政府は、この片言隻語を信憑して50余名の上陸を拒絶せんと決議し、会社および汽船に対し送還を命じたるは実に不当の処置なりと言わざるを得ず云々。

また、この事件の原因として、まだ明白なる事情を採知していないとしつつ、次のように述べている²⁷⁾。神戸渡航合資会社の代理人清水文之輔なるもの、隠然詭計を逞しくするものようで、彼はさきに大阪の太刀川商会の依頼を受け、汽船東洋丸に関する代理店の事務を取扱い、この度もまた従前の通りその業務を当然担当するものと自信をもっていたが、代理店事務を日本移民合資会社代理店に転じられたため、すこぶる不快の念を抱き、密かに東洋丸に対し困難を与えんことを企図したのではないかと聞く。現に東洋丸船長の言うところによれば、清水は同船長に対し米貨2000ドルの損害を要償した。その口実とす

25) 前掲「日本移民合資会社業務関係雑件」。

26) 古谷駒平は、その後南アフリカのケープ・タウンに赴き、商店を開いて成功し、南ア貿易の先駆者となった。詳しくは、青木澄夫『アフリカに渡った日本人』(時事通信社、1993年)参照。

27) 清水文之輔は、前報告で述べた神戸渡航合資会社によるベンタラ号事件で当地耕主間に信用をなくしたことや彼が顧問をしていた日本商人組合を島村領事が解散させたと日本語新聞『布哇新報』で攻撃するなど、2人は対立関係にあったことがこの報告の背景にあるが、これらの詳細については改めて別稿で明らかにしたい。

るところは、本年8月の頃、東洋丸がホノルルに来航する知らせを受け、その準備をなしたが、遂に来航しなかった為に蒙った損失であるとのこと。しかし船長はこれに関し、かって船主より何等の命令も無かったので、話にならないとして峻拒した。当時、清水は一層憤懣やるかたない様子であったため、あるいは今回の出来事も同人の所作ではないかとの疑いが無きにしてもあらず。島内、増田両人も船長の話と同様の趣意を述べており、世評によれば、今回の件では清水文之輔と古谷駒平が共謀して、無根の事を構造し警視庁通訳官ドイルを抱き込んで、ついにドイル、古谷両人が検疫所に出張し、自由移民の携帯金は一時の借金であるとの事実と反対の口供を調製したものである。故に警視総監ならびに税関副長の調査によれば、まったく他から借りた形跡は見えないと云うことである。

清水文之輔が東洋丸を相手取ったことは、『やまと新聞』同年11月14日（第42号）記事にも掲載されている。「清水氏東洋丸を相手取らんとす 濱中氏所有の汽船（神戸の取扱店太刀川商会）の布哇に来たりたる時は其取扱を神戸移民会社の清水文之輔氏に委任するとのするとの契約ある趣きなるが此度同汽船は取扱を柳瀬商会（支配人増田知次郎氏）委託したるより清水氏は其不法を憤り契約違背の廉を以て貳千弗の要償を船長林氏に申し込みたりと聞く」。とにかくこの事件は、日本とハワイとの国家間で起った事件でなく、日本ならびに神戸という両移民会社間の競争の結果、起った事件であった。

東洋丸のほうは、11月16日出帆の予定だったが²⁸⁾、リオヂャネロ号との下等乗客運賃の競争がやはり激しく10ドルまで下がって²⁹⁾、結局日本人帰朝者90余名を載せ11月20日夜、解纜した³⁰⁾。

3. その後の日本移民合資会社

日本移民合資会社が、営業所を神戸に移す明治31年（1898）年5月までに渡航取扱（または契約締結の認可）をした年月と移民の渡航先およびその人数は、次のようであった³¹⁾。

1896年	11月、	ハワイ契約移民	54名（認可）
	同月、	ハワイ自由移民	14名（認可）
	12月、	同上	105名（認可）
1897年	2月、	同上	154名（神州丸）
	3月、	同上	1名
	5月、	北米合衆国自由移民	6名
	6月、	同上	11名
	7月、	同上	13名
	同月、	ハワイ契約移民	67名 ³²⁾
	8月、	北米合衆国自由移民	16名

28) 『やまと新聞』41号（1896年11月12日）。

29) 『やまと新聞』44号（1896年11月19日）。

30) 『やまと新聞』45号（1896年11月21日）。

31) 外務省外交史料：3.8.2.65「日本移民合資会社移民渡航認可に関する雑件」第1巻。なお自由移民は史料では随意移民となっている。北米合衆国への自由移民の数が後に掲げる年次別統計の合計数と符合しないが、ここでは史料どおりの数にしている。

32) 前掲「日本移民合資会社業務関係雑件」では、明治30（1897）年7月5日、神戸港出発の汽船チャイナ号にてハワイへの契約移民75名、とある。

	9月、	同上	18名
	同月、	ハワイ契約移民	507名 ³³⁾
	11月、	北米合衆国自由移民	13名
1898年	1月、	ハワイ契約移民	62名（モーガル号、1月10日神戸出港予定）
	同月、	北米合衆国自由移民	8名（コロンビア号、1月22日横浜出港予定）
	2月、	北米合衆国自由移民	1名（タコマ号、2月9日神戸出港予定）
		同上	1名（チャイナ号、2月21日神戸出港予定）
	同月、	ハワイ契約移民	62名（チャイナ号、同上）
	3月、	同上	63名（シティ・オブ・ペキン号、3月2日神戸出港予定）
	同月、	北米合衆国自由移民	2名（シティ・オブ・ペキン号、同上）
	同月、	北米合衆国自由移民	18名（コプチック号、3月23日横浜出港予定）
	同月、	ハワイ契約移民	285名（ブレーマー号、3月25日神戸出港横浜經由予定）
	同月、	ハワイ契約移民	3名（認可）

以上のうち1897年2月10日に神戸を出発し、同月27日にハワイに到着した神州丸³⁴⁾は上陸を拒否されたので有名である。この事件についてはさまざまな書物に説明がなされているので、ここではその経過を詳しく述べないが、要するにハワイ政府が2年前の1895年に制定した「布哇国契約労働者ニ関スル条例」に違反するというものであった。これは日本人契約労働者の増加を防止することを主な目的としたものであった。神州丸には、神戸渡航合資会社、海外渡航株式会社、日本移民合資会社、森岡真の取扱いによる契約移民183名および自由移民404名のうち、契約移民146名および自由移民317名が上陸を拒否された³⁵⁾。自由移民も、各自50ドル以上の金額を所持しているものの移民会社との間にハワイ上陸後の就職先を保証する規定を設けているため、ハワイ政府は契約移民とみなしたためである。このうち日本移民合資会社扱いのものは自由移民127名であった。その後、3月19日ホノルルに到着した佐倉丸の自由移民314名のうち163名、4月9日着の畿内丸の自由移民のうち559名も同様の理由で上陸を拒絶された。このような事態に対し、日本政府は4月8日、ハワイへの移民の渡航を一旦全面禁止、同月10日に契約移民のうちハワイ政府の許可を得た確証のあるものに限り渡航を許可、自由移民に対しては当面の渡航禁止の措置をとった。

一方で、日本政府は上陸拒絶事件について外交交渉のため、軍艦浪速を派遣するなどして汽船会社や関係日本人に対する損害賠償を請求し、翌1898年7月ハワイ政府は7万5千ドルの賠償金の支払を通告し、この事件は解決した。また1898年アメリカの議会はハワイ

33) 前掲「日本移民合資会社業務関係雑件」では、1897年9月1日、同港出帆の汽船シティ・オブ・ペキン号にてハワイ行契約移民222名、ならびに同月10日、同港出帆汽船ドーリック号にて268名、とある。

34) 神州丸は、前掲『神戸海運五十年史』によれば、船主は岸本五兵衛、原名Gwalior（英国）、総トン数2839、建造年1873年。

35) 外務省編『日本外交文書』第30巻（日本国際連合協会、1954年）、および児玉正昭『日本移民史研究序説』（溪水社、1992年）など。なお、『時事新報』第4879号（1897年4月13日）記事では、上陸を拒絶された自由移民は大阪日本移民会社取扱分128名、とある。

合併の決議案を可決、ハワイはアメリカの施政下に入ったが、直ちにアメリカの法律は適用されなかった。ハワイの砂糖耕主は契約移民禁止令がやがてハワイに導入されることを恐れ、ハワイ移民局に大量の契約移民の導入を要求し、移民局も日本人移民の誘致を許可した。日本政府も1899年2月、事件以来はじめてハワイ向け自由移民の渡航を許した。こうしてハワイ移民は1899年に激増し、いわゆる私約移民時代の最高の移民数を示した。しかしこれは契約移民禁止令の適用を予期した一時的な現象であり、1900年6月ついにこの禁止令がハワイに適用され、ハワイにおける全契約労働者も解放された。日本政府も、一時ハワイ移民の渡航を禁止したが、1901年8月再び自由移民のハワイ渡航を許可し、1907年の日米紳士協約まで自由移民がハワイに殺到した。この中にはアメリカ本土への転航をめざす者も多数含まれていた。

北米合衆国への移民については、ハワイ移民と異なり自由移民であるので、渡航費は自己負担であったから、一度に多数の募集し移民取扱人が汽船をチャーターしてこれを輸送するというのではなかった。日本の汽船会社による北米定期航路が開かれるまでは、もっぱら外国船によって輸送されていた。ようやく1896年に日本郵船のシヤトル線、1898年に東洋汽船のサンフランシスコ線が開設されて以来、日本船による移民輸送が活発になっていく³⁶⁾。

ところで、業務担当社員の1人であった島内義雄は、多方面へ商用のため出かけていたが³⁷⁾、1897年南米ブラジルに移民事業視察の目的でリオデジャネイロに滞在していた。そして同年11月30日にエ・フィオリタ社の日本部社員アンゲルス・フィオリタなるものと、日本人移民をブラジル国に送る件について契約を結んだ。この契約をまとめるため彼はかなり永くブラジルに滞在したようである。しかし、この契約は仮契約に過ぎず、契約内容も曖昧な点が多く、当時のブラジル駐在の珍田捨巳公使も本省に慎重な意見を述べるなど本調印に至らずに終わってしまった³⁸⁾。ブラジルへの移民はこの直前にも東洋移民会社(旧吉佐移民会社)が計画し失敗しており、島内の計画が最初ではなかったが、もし実現していれば彼はブラジル移民最初の計画者の榮譽を担ったことであろう。彼はハワイや北米合衆国で次第に日本人移民制限の時代的風潮が強まっていく中で、ブラジルへの移民に活路を見出そうとしたのではないかと思われる。

日本移民合資会社は、1898年5月2日、営業上の都合により、本社を大阪西区北堀江3番町52番地から、それまで支店のあった神戸市栄町2丁目85番邸に移転した。その直後の7月15日、島内義雄は辞任の届を出した³⁹⁾。その理由は明らかでないが、おそらくブラジルへの移民導入が失敗に終わり、移民事業に対する熱意が失せてしまったのではないだろうか。

これ以後、日本移民合資会社は濱中八太郎のみが業務担当社員としてその勤めを果たす。

36) 西向嘉昭「戦前の移民輸送とわが国の海運業」(『経済経営研究年報』18号1、1967年)など。

37) 外務省所蔵の「海外旅券下付及返納一覧表」によると、このころ島内は①明治29年2月14日に商業のため朝鮮清国へ、②同年10月21日に(日本移民合資)会社用のため布哇国へ、③明治30年3月11日に商用のため清国へ、④同年6月15日に商用のため欧州及米国へ、それぞれ渡航のため旅券を下付されている。ブラジルには④の時に滞在したものと思われる。

38) 外務省外交史料:3.8.2.94「伯刺西爾国「サンパウロ」州ニ本邦移住民渡航一件」(この一部は『日本外交文書』第31巻第2冊(日本国際連合協会、1954年)に所収)。および青柳郁太郎『ブラジルにおける日本人発展史上巻』(同刊行委員会、1941年)。

39) 以下、この項は前掲「日本移民合資会社業務関係雑件」による。

1899年度の『日本全国諸会社役員録』には、次のように登録されている。

日本移民合資会社 神戸市栄町2丁目
 監督 建野郷三
 業務担当社員 濱中八太郎
 支配人 四本萬二
 布哇代理人 増田知次郎

営業所は、その後の明治35（1902）年11月14日に同じ神戸市の元町1丁目138番邸に、さらに明治38（1905）年11月6日には北長狭通3丁目54番邸に移転し、ついに明治41（1908）年8月10日、臨時総会を開き社員の決議により廃業した。これは、1907年11月～1908年2月に日米紳士協約が成立し、日本人のアメリカへの移住が事実上終わりを告げた時期である。渡米が認められるのは、再渡航者や近親者の呼び寄せだけで、新規の移民はこれ以後できなくなったのである。

廃業届とともに外務大臣寺内正毅に提出した開業以来の渡航者人員表は次のとおりであった。

1896（明治29）年	ハワイ	818名	
1897（30）年	ハワイ	718名	米国 111名
1898（31）年	ハワイ	1147名	米国 53名
1899（32）年	ハワイ	3295名	カナダ103名
1900（33）年	ハワイ	102名	清国 543名
1901（34）年	ハワイ	155名	
1902（35）年	ハワイ	631名	
1903（36）年	ハワイ	226名	
1904（37）年	ハワイ	277名	
1905（38）年	ハワイ	249名	
1906（39）年	ハワイ	468名	
1907（40）年	ハワイ	110名	
1908（41）年	ハワイ	27名	
	計		9033名

清国については、明治33年（1900年）8月に移民渡航地追加を願い出て、許可されたためである。

以上のように、1899年がピークで、地域別では圧倒的にハワイへの渡航移民の取扱いが多かったことがわかる。

4. その他の移民会社

ここでは、日本移民合資会社の他に大阪を本拠とした山本移民商会、福田殖民商会、大陸殖民商会、大阪渡航合資会社について、主に外務省外交史料をもとにして紹介しよう。いずれも1899～1900年に設立され、短期間に廃業してしまった移民会社である。

「山本移民商会」

この会社は、明治32（1899）年5月に山本鋭一郎により営業願が提出された。外務省外交史料⁴⁰によって、その内容をみてみよう。

山本の住所は、兵庫県揖保郡林田村（現在の姫路市）字林田町40番屋敷、大阪市西区京町堀上通5丁目106番屋敷寄留で、営業願の内容は次の通りである。

1. 営業所 本店 大阪市西区京町堀上通5丁目106番屋敷
支店 兵庫県神戸市花隈町313番屋敷
2. 営業資本金 1万円
3. 移民を渡航せしむべき土地 英領加奈陀 北米合衆国 濠州 布哇 南米伯刺西爾（ブラジル） 南米秘露（ペルー）
4. 移民の種類 農民 漁民 鋤夫 工夫 木工 石工 家僕
5. 取扱うべき移民予定人員 2千人
6. 移民渡航前後に於ける周旋の方法 契約移民は男女とも1名に付金18円、自由移民は同金10円を渡航周旋料として取扱人に収入し、取扱人は右移民に代り渡航前後に於ける一切の準備をなし諸官衙に対し旅券下付の出願その他渡航に必要な諸般の手続をなし、なお渡航目的地に在留する取扱人業務代理人をして懇切に就業の周旋をなさしめ、もし移民渡航地に於て疾病その他艱難に陥り、生活の途を失いたる時は取扱人は相当の救助を与え、また状況により帰国の取計をなすべし

出願者の履歴を要約すると、次のようである。1889年に京都第三高等中学校に入学し、4カ年在学したが、やむを得ず退学。1903年に出身地の林田村にて蘭草栽培を始め花筵製造に従事するが3カ年で廃業。1906年林田貯蓄銀行の取締役として2カ年。1898年兵庫県農工銀行創立の際、行員となって係長として在勤中とある。

この履歴をみる限り、どこにも移民取扱に関係ある職業は見出せない。したがってその動機も不明である。とにかくこの営業願は同年6月、外務大臣青木周蔵より許可され、7月に開業届を外務大臣に提出している。

業務代理人については、以下のようであった。

海外における代理人として、1899年7月に桑原信五郎を採用した。彼の住所は熊本県玉名郡大原村大字小原1317番地。移民取扱代理人として、英領カナダ、ビクトリアに在留し、当移民商会を代表し、ビクトリアおよびバンクーバ、ならびにその付近における渡航移民に関する諸般の周旋および帰国の際における適当なる手続を為す等一切の件が、その条件である。その後、1900年3月になって、その業務範囲を北米合衆国ワシントン州およびオレゴン州に拡大することを許可されている。彼の履歴をみると、英人について英語修業し、東京専門学校で政治経済を学び、1896年より98年まで台湾拓殖株式会社監督兼会計とあるが、とくにこれまでアメリカ、カナダへ行った形跡はみられない。

内地における移民取扱代理人として次の人達が任用された。

千田市十郎 1899年 9月 福岡県山門郡上瀬高町大字上庄348番地ノ2

矢倉直次郎 1899年10月 和歌山県西牟婁郡串本町964番地

千田は履歴によると、1896年に九州移民株式会社の監査役に就任し、1897年には神戸賢

40) 外務省外交史料：3.8.2.108「山本移民商会業務関係雑件」。

易会社の取締役役に就任している。後に、彼自身が熊本市に移民会社を開業している（1902年）⁴¹⁾。

さて、その代理に関する委任条件を紹介すると、次のようであった。各府県において海外に出稼する移民を募集し、移民の旅券下付の出願をなし、および渡航に必要な諸般の周旋を為し、取扱人と移民との移民との間に締結する契約をなし、渡航周旋料を徴収し、その他移民取扱上に関する官庁の諸願伺届を為す等一切の件、となっている。

なお、神戸の支店は1899年8月14日に同じ神戸市の下山手通8丁目294番地ノ1に移転し、その届が提出された。出張所としては、次の場所に設置された。

1899年 9月25日 山口県玖珂郡柳井津町416番屋敷

同 和歌山県和歌山市吹屋丁12番地

(1900年 5月7日 同 市有田屋町27番地に移転)

1899年 12月28日 熊本県熊本市明午橋通30番地

1900年 3月27日 広島県広島市大手町3丁目76番邸

1900年 5月7日 滋賀県大津市中北国町10番屋敷

以上、いずれも当時とくにカナダ・北米合衆国への移民の多かった地域である。

この山本移民商会は、開業して1年余経った1900年9月10日、突然廃業し、その届を同月12日大阪府知事に提出している。営業期間は1年3ヵ月であるが、この間取扱った移民数は231名（男226名、女5名）であった。いずれも自由移民で、渡航先は英領カナダである。詳細は以下の通り⁴²⁾。

取扱府県	契約年月	契約人員	出港予定日	と	汽船名
兵庫県	1899年 7月	9名	1899年 8月 8日		タコマ号
		1名			同上
	8月	9名	8月19日		グレノークル号
	8月	8名	9月2日		郵船和泉丸
	9月	19名	9月12日		オリンピヤ号
	9月	6名	9月20日		ビクトリヤ号
	9月	5名	9月30日		旅順丸
	10月	8名	10月26日		シティ・オブ・ダブリン号
	10月	13名	10月30日		郵船金州丸
	11月	9名			同上
	11月	13名	11月7日		フレゴンシャイヤ号
	1900年	1月	17名	11月30日	
1名			1900年 1月13日		土佐丸
2月		2名	2月1日		土佐丸
3月		5名	3月24日		旅順丸
広島県	1900年 3月	1名	1900年 4月20日		シーク号
		4名	4月16日		土佐丸
	3月	2名	5月2日		ブレゴンシャ号
大阪府	1900年 1月	12名	1900年 2月6日		郵船金州丸

41) 外務省外交史料：3.8.2.151「移民取扱人千田市十郎業務関係雑件」。

42) 外務省外交史料：3.8.2.111「山本移民商会取扱移民渡航認可報告一件」。

	3月	1名	3月2日	チャイナ号
滋賀県	1900年 4月	3名	1900年 5月 3日	郵船金州丸
熊本県	1899年 12月	28名	1900年 1月 26日	シティ・オブ・ダブリン号 (横浜出帆)
	1900年 1月	17名		
	2月	24名		
	4月	11名	4月28日	ブレゴンシャ号
	7月	2名	7月15日	グレノーグル号
和歌山県	1900年 5月	5名		
	6月	5名		

「福田殖民商会」

この会社は1900年1月20日、福田清之助より移民取扱人営業許可願が出された。彼の住所は、兵庫県有馬郡三田町（現在の三田市）ノ内屋敷町40番地で、当時、大阪市東区北久宝寺町2丁目12番地寄留である。許可願の内容は以下のようである⁴³⁾。

1. 営業所 本店 大阪市東区北久宝寺町12番地105番屋敷
支店 兵庫県神戸市花隈町544番屋敷ノ3
2. 営業資本金額 3万円
3. 移民を渡航せしむべき土地 英領加奈陀 北米合衆国 布哇 濠州
墨西哥 南米巴西（ブラジル） 南米秘白（ペルー）
4. 移民の種類 契約労働者 自由労働者
労働の種類 耕作 栽培 牧畜 漁業 鉱業 製造 土木 運搬 建築 炊事
洗濯 裁縫 給仕 看病 等に従事するもの
5. 取扱うべき移民予定人員 2千人

移民渡航前後に於ける周旋の方法は、前掲の山本移民商会と渡航周旋料などほぼ同一であるため省略する。

福田の履歴については、三田小学校から神戸中学を経て東京築地の立教学校に転学。その後米国に渡航し、1884年ワシントン府スペンセリヤン商業大学卒業、1894年コロンビア大学法学部を卒業。帰国後は外務省に勤務の後、1896年11月神戸渡航合資会社業務代理人となり、同年12月神州丸にてハワイに渡航し1898年帰国。1899年に内地の代理人になり1900年1月18日辞任。またその間、1899年九州移民株式会社業務代理人となり、これまた1900年1月19日辞任す、とある。

この移民取扱人営業の件は2月28日外務大臣より許可され、3月5日に業務取扱を開始した。その後、神戸支店は同年中に同じ町内で2度移転し、また4月に広島市天神町233番邸山本タカ方に出張所を設置したことの届が出されている。

英領カナダにおける業務代理人として、桑原信五郎が採用された。彼は先の山本移民商会の代理人である桑原と同一人物である。彼は1899年12月22日に日下部正一の業務代理も許可されている。このように、いくつかの移民会社の業務代理人を兼務することは、当時珍しいことではなかった。とくに海外の場合は代理人をわざわざ派遣することは小さな会

43) 外務省外交史料：3.8.2.124「福田殖民商会業務関係雑件」。

社にとって困難であったためである。移民会社が増えれば、それが激しくなっていた⁴⁴⁾。そして山本移民商会の場合と同様、合衆国西北部の日本人移民の中心地であるシヤトル市に出張所を設け、その業務を兼ねることを願い出て、4月に許可されている。

内地の代理人は、以下のようであった。

三谷熊治郎 1900年4月 兵庫県有馬郡道場村（現在の神戸市北区道場町）ノ内上津谷村63番地

柳原 隆人 1900年6月 大分県大分郡大分町1683番地

武本 政義 1900年8月 広島県佐伯郡井口村230番邸

三谷と武本は農業に従事し、前者は福田の友人と考えられる。後者は主に広島県下の移民募集に携わるものであった。柳原は、かつて神戸税関に在勤し、1898年1月帝国殖民合資会社（岡山市）の内地における業務代理人、さらに翌1899年10月にはハワイにおいて同会社の業務の代理を行っていた。彼はさらに1900年8月、清国太沽（中国の天津近郊）に在留し、業務代理をなす願いが出されている。

福田殖民商会は同年11月16日、突然廃業した。営業はわずか8ヵ月余りである。原因は不明である。ところが2年後の1902年3月に、彼は神戸を営業所として営業の再興を願い出ている。しかしこれは外務省が許可しなかった。理由は、廃業後も福田殖民商会の看板を掲げ移民を募集したこと、つまり移民取扱人の行為をなしたとの事実があり、移民保護法に違反するとのことによるものであった。

結局、この会社の移民を送り出した実績として記録に残されたものとしては、男45名のみであった。いずれもカナダ行き自由移民である。内訳は次の通り⁴⁵⁾。

取扱府県	契約年月	契約人員	出港予定日と汽船名
兵庫県	1900年5月	15名	1900年5月24日 旅順丸（内1名）
熊本県	1900年5月	15名	1900年4月12日 タコマ号（内10名）
			1900年4月28日 郵船金州丸（内5名）
	1900年5月	5名	1900年5月19日 クインアデレイデ号
滋賀県	1900年5月	10名	1900年5月3日 郵船金州丸

「大陸殖民商会」

これは1900年2月24日、篠部松次郎より移民取扱人営業許可願が出された。彼の住所は、京都府京都市上京区西洞院通御池下ル三坊西洞院町44番戸。寄留地は大阪市北区上福島60番屋敷。許可願の内容は次のようである⁴⁶⁾。

- 1・営業所 本社 大阪市北区上福島60番屋敷
2. 営業資本金額 3万円
3. 移民を渡航せしむべき土地 英領加奈陀 北米合衆国 布哇国
濠州 墨西哥 南米巴西 南米秘白 朝鮮 支那（中国） 露領西比利亞（シベリア）

44) アラン・T・モリヤマ『日米移民史学—日本・ハワイ・アメリカ』（PMC出版、1988年）によると、ハワイの代理人であった田坂養吉は13社の代理人を兼ね、沢野忠三は12社に雇われていた。後に外務省はこの2人に対し、これ以上他の会社で働くことを禁じた、とある。

45) 外務省外交史料:3.8.2.134「福田殖民商会取扱移民渡航認可報告一件」。

46) 外務省外交史料:3.8.2.128「篠部松次郎移民取扱営業一件」。

4. 移民の種類 契約労働者 自由労働者
 労働の種類 耕作 栽培 牧畜 漁業 鉱業 製造 土木 運搬 建築 炊事
 洗濯 裁縫 給仕 看病 等に従事するもの
5. 取扱うべき移民予定人員 2千人

移民渡航前後に於ける周旋の方法は、前掲の山本移民商会と渡航周旋料などほぼ同一であるため省略する。

篠部の履歴については、京都の学校に学び、1885年よりこの時まで金銭貸付業に従事し、1897年京都市営業税調査顧問の嘱託、1898年城巽学務委員に選出されるとあり、全く移民との関係は見出せない。しかし彼の弟である篠部竹次郎が神戸渡航合資会社の北米合衆国の業務代理人をしており、この関係で移民会社を思い立ったものと考えられる。竹次郎の履歴を紹介すると、1903年に渡米、シヤトル市で商業実習し、翌年カリフォルニア州サンフランシスコにおいて竹材卸売商店支配人となる。1896年、同州サンノゼにおいて雑貨店を開き独立営業に従事、商品仕入のため1897年2月一時帰国し、同年6月サンフランシスコ在留の代理人として認められている。

ともあれ1900年4月、外務大臣より営業を許可され、同月28日開業届を出している。その後、同年6月2日に和歌山県和歌山市ト半町16番地に出張所を設置する届を提出。同日、業務代理人として荒井達弥を採用する許可願を出した。荒井の住所は、福島県西白河郡大沼村105番地、寄留地は神奈川県橋樹郡神奈川町字青木169番地。移民代理人として北米合衆国ワシントン州シヤトル市に在留し、シヤトルおよび英領ビクトリア、バンクーバーならびにその付近における渡航移民に関する諸般の周旋および帰国の際の適当なる手続を為す等一切の件、との条件である。彼の履歴は、東京の三田英学校で英学修学の後、1884年に北米合衆国に渡航し、シヤトル市東洋貿易会社の事務員として在留中とある。

この件は許可されたが、なぜか設立と同年の9月17日廃業してしまった。おそらく1人も移民を送出しないままであったと思われる。その記録が見られない。移民保護法の第六条に「移民取扱人の許可は其の許可の日より六箇月以内に営業を開始せざるときは効力を失ふものとす（原文カタカナ）」とあり、新しく会社を設立しても交渉する相手はたくさんあり、6ヵ月以内に労働者を海外に送り出すことは難しいことであった⁴⁷⁾。この会社もその見込が立たず廃業してしまったものと考えられる。

「大阪渡航合資会社」

この会社は1900年3月16日、大阪市北区安治川通上2丁目98番屋敷の西岡松之助により営業営業許可願が出された。その内容は次のようである⁴⁸⁾。

1. 営業所 本社 大阪市北区安治川通上2丁目98番屋敷
2. 営業資本金額 2万円
3. 移民を渡航せしむべき土地 北米合衆国 布哇 英領加奈陀 濠州
4. 移民の種類 契約 自由

47) 前掲『日米移民史学—日本・ハワイ・アメリカ』。なお同書で、営業許可後、期限以内に移民送処に至らなかった移民会社として、この篠部松次郎の会社を含め14の会社が挙げられているが、次に述べる大阪渡航合資会社が含まれているのは誤りである。

48) 外務省外交史料:3.8.2.127「大阪渡航合資会社業務関係雑件」。

5. 労働の種類 耕作 栽培 牧畜 漁業 鋤業 製造 土木 運搬 建築 炊事
洗濯 裁縫 給仕 看病

6. 取扱うべき移民の予定人員 2千人

西岡の履歴書には、多くの肩書きが記載されているが、職業に関しては、1889年に共同曳船会社を発起、設立して1893年までその重役となり、1893年には舩曳船合資会社を発起、設立しやはり重役となっている。これらの会社に関して、『神戸開港三十年史(下)』によると、1896年現在において大阪舩曳船合資会社（小蒸気船大和号、社持舩船数不詳、航路は大阪、神戸、兵庫間）、共同曳船会社（汽船生田丸、瑞軒丸、多聞丸、社持舩85艘、航路同上）⁴⁹⁾とある。要するに、舩曳船業者が移民を募集地から出発地の神戸まで運ぶのみでなく、海外まで移民を輸送してしまおうとの意図から生まれた会社といえる。

この会社は4名で組織され、西岡を業務執行社員かつ無限責任社員として8000円を出資し、それ以外の社員は有限責任社員で各4000円の出資額であった。そのメンバーは次の通りである。

大阪市北区安治川通上2丁目86番屋敷 大橋利兵衛
大阪市北区安治川通上2丁目136番屋敷 松原作次郎
大阪市北区安治川通上2丁目89番屋敷 広岡菊松

以上のうち大橋はその履歴書から煙草商と判明したが、いずれも西岡の近隣の実業家と考えられる。

業務代理人として、林貫一と吉井元吉が任用された。林の住所は、広島市堀川町54番邸。移民取扱代理人として英領カナダ「ビクトリア」に在留し、ビクトリアおよびバンクーバーならびにその付近における渡航移民に関する諸般の周旋および帰国の際における適当なる手続をなす等の件、が代理に関する条件である。彼の履歴は、広島出身で建築請負業の後、神戸渡航合資会社に就き移民事業に従事し、1898年7月九州移民株式会社英領カナダ業務代理人としてビクトリアに渡航し、これまで帝国殖民合資会社業務代理人として同地に在留す、とある。吉井のほうは内地代理人で、その住所は大阪市北区安治川通上1丁目27番地であり、やはり近隣同士である。彼は白米商を本業とし、傍ら日清貿易業や運送業にも従事していた。

営業は同年4月に外務大臣より許可され、5月12日に大阪市北区安治川通上2丁目86番屋敷つまり大橋の住所に移転の届を出し、同月15日開業届を提出している。ところがちょうど2ヵ月経った同年7月15日に廃業してしまった。その社員の決議要項によると次のような理由であった。

創立当時は1ヵ月につきカナダ行き自由移民は40名を取扱うという規定であったが、突然同月23日に至り、外務大臣の訓令に基づき、1ヵ月5名に制限されてしまった。元来、移民取扱人は保証金として1万円以上を行政庁に納入して営業を開始するのだから、今僅かに1ヵ月5名、1名の手数料10円として合計50円の収入をもって1ヵ月の経費を支出し

49) 開港三十年記念会『神戸開港三十年(下)』(1898年、復刻版：原書房、1964年)。なお、前掲『神戸海運五十年史』によれば、共同曳船会社は1889年に後藤勝造が主唱者となり、神戸港の舩船を統一し神戸曳船会社として設立され、1904年その組織を改めて共同曳船株式会社となり、1897年本社を大阪に、支店を神戸に置く、当時その廻漕区域は単に阪神間に止まらず、堺、岸和田、和歌山、四国、中国に及び、とある。

ている。これでは会社の事業の成功は望むべくもない、というのである。

当時、北米の合衆国やカナダへの日本人の急激な増加は急激な排日感情を引き起こすこととなり、日本政府はこの1900年に両国への出稼ぎ労働者の旅券発行を一時制限したのである。このことが、北米大陸への移民を主として取扱う会社に決定的な打撃を与えたのであった。大阪渡航合資会社は結局、1900年6月に和歌山県日高郡からのカナダ行き自由移民の10名（男）を取扱っただけに終わってしまった⁵⁰⁾。

おわりに

以上のように、本稿では明治29年の日本移民合資会社の設立から始まって、最初のハワイ移民送出であった東洋丸で起こった事件の詳細な経過、そして日本移民会社のその後の経過、さらに明治33年頃に設立された4つの移民会社について明らかにした。いずれも大阪を本拠とした移民会社であるが、以下にそのまとめと特色を述べて締めくくりとしたい。

1. 前回報告した小倉商会を引継ぐ形で誕生した日本移民合資会社は、小倉らと同じ朝鮮貿易商の島内と海運業者の濱中が業務担当社員となり、大阪西区の財界人が中心となって出資して設立された。そして業務はやはりハワイへの移民を中心としたものであり、小倉商会と関係のあったボードマンと早々に契約を結び、代理人として増田や四本など現地で相当有名な、そして有能な人物がこの仕事にあたった。内地の代理人も多く、各地で移民を募集し、出張所として広島、山口、熊本とハワイ移民が多かった地域に当初おかれた。

こうして日本移民合資会社は、ハワイ移民のブームにのって、ハワイの日本人の間で、海外渡航株式会社（広島市）、森岡真（東京市）、東京移民合資会社、熊本移民合資会社とともにビッグ・ファイブと呼ばれるほど有名かつ有力な会社となった。

2. 東洋丸事件については、本稿では当時の日本語紙『やまと新聞』の記事と領事報告の記録から、その経過を明らかにした。この事件に限って言えば、ハワイ政府による日本人制限のために起こったものでなく、日本移民合資会社と神戸渡航会社というライバル間によって起こった事件であった。さかのぼれば、前回報告した小倉商会対糸半商会・明治移民会社（神戸市）の愛国丸をめぐる事件に端を発する、移民会社同士の移民獲得競争の1つと思われる。

3. その後の日本移民合資会社は、神州丸事件いらい一時、北米合衆国やカナダにも移民を送出する。しかし1899年までは圧倒的にハワイへの移民が多い。1900年にハワイはアメリカ合衆国が属領制を施行するにおよんで、契約移民が禁止された。これ以後のハワイへの移民は自由移民となる。ところで日本移民合資会社は1898年、神戸に本社を移してしまい、大阪の会社でなくなった。その理由は不明であるが、おそらく規模の縮小と港に近くて移民送出に便利な神戸を選んだものと考えられる。

4. 日本移民合資会社が神戸に移転した約1年後の1899年から翌1900年にかけて4つの小さな移民会社が大阪に誕生した。いずれも開業から廃業まで2ヵ月～1年余の短期間

50) 外務省外交史料:3.8.2.138「大阪渡航合資会社取扱移民渡航認可報告一件」。

で、なかには大陸殖民商会のように1人も移民を送出しなかった会社もあった。送出先はいずれも英領カナダであった。出願者は、本人や兄弟が移民会社の業務代理人であったり海運関係の仕事に従事していたもので、当時の移民ブームの風潮にのって、自身が移民取扱を企図したものと思われる。海外の代理人は、当然いくつかの移民会社の業務を兼務する者を任用している。しかし1900年日本政府が排日感情を考慮して、北米の合衆国とカナダへの出稼ぎ労働者の旅券発行を一時制限したことが打撃となり、いずれの会社も短命に終わってしまったと考えられる。

5. 大阪という地域性については、まず移民取扱いに関わった人達は、小倉商会や南有商社の場合を含めて、大阪出身とは限らない。やはり西日本の各地から大阪の西区や北区に寄留した者たちが中心となって行ったと考えられる。彼等は港湾をもつ商業の中心地である大阪に集まってきた海運業者や貿易業者が主であり、前報告で紹介した木村の分類⁵¹⁾による大都市非財閥系営業者であり、決して東京でみられる財閥関係者や東京・地方都市でみられる政党関係者ではない。日本移民合資会社の場合は、先に述べたように貿易および海運業者が大阪を中心とする財界の有力者の出資を得て設立された。後に設立された4つの移民会社のうち、大阪渡航合資会社も海運業を中心とする中小の実業家グループであるが、他の会社の場合は、兵庫や京都の地方資産家ないしは移民事業に関わりをもつものが近畿地方の中心都市である大阪に進出し営業を試みたものと考えられる。

51) 前掲「明治中・後期における移民会社の設立主体」。